

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（ガラス工芸共同作業所）から物品の買い入れを受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和7年2月20日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

- (1) 件名 令和6年度緊急通報協力員謝礼品
- (2) 買い入れる物品の内容
片口 大
- (3) 物品を買い入れる期間
契約締結日から令和7年3月21日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害福祉サービスを行う施設であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予算価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和7年2月28日
- (2) 提出先
財務部契約課